

7 海や浜辺の利用

(1) はじめに

かつて三番瀬は豊かな漁場として維持・管理され、その周辺の干潟や田畑などの水辺では、潮干狩り、釣り、子どもたちの遊び、祭りなどさまざまな利用が行われ、地域の文化と自然が深く関わる生活がありました。

今後、人々が三番瀬に親しみ、地域社会が持続的に保全に関われるような利用を促進することが大切です。そのため、自然再生の場・学習施設や周辺の街づくりと地域コミュニティが一体となって保全活動を進めていく必要があります。

一方、三番瀬の現状を見ると干出域や生きものは減少し、周辺人口は急増するといった大きな変化があります。また、埋立計画を前提とした護岸や周辺計画は、干潟の利用をほとんど考慮していませんでした。そのため保全・再生にあたっては過剰な利用や護岸の改修について、保全の範疇に収まる適正な利用であるための対策が必須です。

海域を中心とした規制については、円卓会議の方向性を受けてさらに詰めていきます。また、陸側の各ゾーンでは、自然再生の場・利用拠点を中心に十分な指導と考慮がなされた利用が行われるよう進めていきます。

(2) 現状

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園側が潮干狩りなどで利用されていることを除けば、市民は海とふれあいにくくなっています。

まず市川・浦安直立護岸ゾーンは、工業地域と直立護岸によって、三番瀬は、市民の生活から隔てられています。浦安階段護岸ゾーンは、ふだんは立入禁止となっていますが、日の出前の干出域を潮干狩りなどで利用する人が多く、安全対策が課題です。さらに、ふなばし三番瀬海浜公園と周辺の今後の利用方法を考えることも必要です。

また、海域は生態系や漁業の場として重要であるため、マリンレジャーなどの利用に十分な規制が必要であることも課題です。

そのため、各地域で利用ルールの合意形成を図ることや、海域を中心として過剰利用などの保全の妨げとなる利用に規制を加えることの必要性が指

摘されています。

さらに、江戸川放水路などの周辺地域の現状も把握し考慮する必要があります。

1) 浦安側

海側には、通常立ち入れないこととなっていますが、階段護岸ゾーンは発達しつつある干出域が存在し、潮干狩りなどのために多数の人が立ち入っています。

周辺は人口が急増しつつあるため、人と海とがふれあう場としての利用可能性は大きいと考えられますが、一方で、その安全対策、過剰利用への対策が必要です。

また、コアジサシなどの鳥類や抽水植物など本来海浜周辺にいる生物が背後地に残っているため配慮が必要です。

2) 市川側

猫実川河口ゾーンは前面に三番瀬で唯一の泥質干潟が広がることから保全すべきです。また、行徳鳥獣保護区との連携が望まれています。

市川塩浜ゾーンは市川塩浜駅から歩いて数分の立地のため、三番瀬の玄関口としての利用の可能性があります。また、現在企業が立地しており再開発の要望もあります。さらに、一帯の直立護岸は安全上立ち入りを禁止していますが釣りによる利用があり、安全面と親水性からも早急な改修の必要性があります。

市川漁港ゾーンの養貝場については、1983年から1986年にかけて潮干狩場として利用されており、多いときは年間約10万人の利用客がありました。現在、人道橋は放置され使えない状況となっています。一方で、この干出域はシギ・チドリの採餌場として重要性が指摘されています。

3) 船橋側

ふなばし三番瀬海浜公園へのバスの運行は現在1時間3本程度で、公共交通機関での来園は不便です。また、公園来園者の8割は自家用車で、1,700台程度の駐車場ではゴールデンウィーク時などは収容できないため、アクセスについての検討が必要です。

三番瀬に直接触れ合うことができる位置にふなばし三番瀬海浜公園があり、現在利用されていない建物等を活用して、「三番瀬を活かした三番瀬ミュージアム」を整備する市の計画があります。

海浜公園の主な施設の利用率はテニスコート81%、野球場32%、プール

については温水プールは休業しており、屋外プールが夏期にのみ営業し、約7万人（2001年）の利用があります。

浜辺は、1973年に護岸が作られた後、1980～1982年に市川への航路が埋め戻されて船橋人工海浜が造成されました。有料の潮干狩り利用者のみで、年間約11万人（2001年）の利用客があります。夏季は潮干狩りやバーベキューなど海浜に人が密集し、特に潮の満ちている時間帯は、ボートやサーフィンなどマリレジャーの利用があります。さらに、満潮時には鳥類の休息の場にもなっており、貴重な海浜植物群落もあります。

港湾ゾーンの保税蔵置場は今後整備する計画があり、また警備上の問題から、背後地の大きな変更は難しく、護岸に遊歩道を整備する程度が可能です。

4) 海域

漁業以外にも、潮干狩りシーズンには多数の船や人出があり、夏場にはマリレジャー、秋には釣りなどさまざまな利用がされています。一方で、冬季にノリヒビが立てられ、スズガモの大群が訪れること、アユ稚魚などの利用があることなど、生態系や漁業に対する配慮が必要であることも指摘されています。

また、現在プレジャーボートの係留については規制がはじまりましたが、海域の利用自体に関するルールはほとんど無く、課題となっています。

(3) 目標

三番瀬を、ふる里の海として実感できるように、市民が親しみ、安全に利用できることをめざします。このためには市民参加のもと、三番瀬利用のルールづくりや、モニタリングを行っていくことが必要です。

短期的には、自然とのふれあいを背後地と協力して再生し、海からの良好な自然景観を学び、再生していくような利用を促進していきます。また、海を活かし、環境面でも適正な形でアクセスを向上させ、海に触れられる場を増やします。

長期的には、将来の街づくりと一体となった三番瀬の保全を考え、田んぼや花壇のように日常的な維持管理を無理なく行えるようにします。また、地域住民（コミュニティ）が参加する伝統行事（祭り）と三番瀬の行事とが関連して、三番瀬を保全する文化が発展することをめざします。

また、周辺地域全体で自然に触れる場所づくりを促進することで、三番瀬

への利用圧の緩和、自然を育む文化の育成、生態系の連携と機能の向上、を図るように提言していく必要があります。

(4) アクションプラン

上記の目標のために、次のような施策を各地域の特性に合わせて具体化していきます。

自然とのふれあいについては、景観や野鳥などを眺め、波やアシのざわめきを聞くことのできるスポットづくりや、直接干潟に触れることができ、潮干狩りや漁業体験を含めた三番瀬の再生や学習などの健全な利用をおこなえる環境を整備していきます。その際は、シーズンを通じた利用ができるような工夫と、生態系に対する理解を深め、配慮することが特に必要です。

立ち入り禁止の多い現状から、連続的な自然の再生とあわせて各市域において海に触れることのできる場所を確保します。また、3市全体で連携した遊歩道、サイクリングロードや船の利用を考え、三番瀬までのアクセスの向上を図ります。なお、これらには適切な利用指導が行われるよう配慮します。

必要なルールについては、ゴミの放置、過剰な採集、節度の無いマリッジャーなど、三番瀬の保全を妨げる利用をなくしていくように、円卓会議の方向性を受けて、公開で議論していく必要があります。さらに、各地域で施設や市民が中心となって適正な利用に必要な細かなルールを定めていくようにします。これらの際、負荷の許容量やライフサイクルを考えた規制など、専門家による的確なアドバイスが必要です。

今後は公園管理でおこなうこと、キャンペーン・イベントでおこなうこと、再生の場の維持・管理や、周辺の街づくりと協同して行うことなど、早期にできるものから各市域で進めていきます。

1) 浦安側

階段護岸ゾーンの背後地が未・低利用地の部分において、自然再生の場としては、海と陸との自然な連続性が確保できるようにし、生態系を保全し、健全な漁業を阻害しないようにすること。市民参加のもとに利用のルールと利用指導の仕組みを作ることが必要です。干潟へのアクセスについては、自然環境施設を経由することとするなど、十分な利用指導が確保できるようにすべきです。施設は、利用指導や自然学習、モニタリングのため、施設の上部から展望できるようにするとともに、カヌーやべか舟が出せるような工夫をすべきです。また、この施設に至る

交通アクセスを考え、適切な駐輪・駐車スペースを設けるべきです。

階段護岸ゾーンの背後地が既に利用されている部分については、遊歩道を整備し、子どもが海を見られる眺望スポットを設けます。また、ここでは当面は海へのアクセスは考えないこととします。

直立護岸ゾーンでも、子どもが海を見ることができる高さの遊歩道を設けることとし、「三番瀬に触れる」親水性については、安全性を考えて全面的に確保するのではなく、スポット的に1, 2箇所箇所に小段を設けて確保することとします。

2) 市川側

護岸の高さは、海に親しめるよう、最大級の高潮の高さ程度とすること。遊歩道を設け、区域や前面の海域の状況に応じた変化に富んだ海岸線とするなど、魅力ある海岸線とし、各区域では次の方向で検討すべきです。

市川市所有地から猫実川側の区域は貴重な泥干潟を保全するゾーンとし、人が自由に海域に降りられない構造とすべきです。また、猫実水門から河口部までの約1,200mの区間について、アシ原や干出域を再生するなど自然再生のための実験を行うことを検討すべきです。

市川塩浜ゾーンに面する市川市所有地付近において、行徳湿地からつながる暗渠を開渠として、海と陸との連続性を復元する方向で湿地の再生を行うとともに、それと一体となった環境学習施設・研究施設を整備すべきです。また、市川塩浜駅から三番瀬と行徳湿地へ、人が歩いていけるようにすることが必要です。このため、湾岸道路をまたくような歩行者や自転車の専用通路を設けることを検討すべきです。

塩浜地区においては、市川市や市川市塩浜協議会まちづくり委員会の構想・方針を尊重しつつ、海と水に親しめるような街づくりを進め、訪れる人に対して環境学習の場、人材育成の場や人が体験できる自然とつながる街づくりを進めることとします。

市川市所有地から塩浜2丁目側の区域はできるだけ海に張り出さない構造としつつ、人と三番瀬の適切なふれあい確保していく区域とすべきです。具体的には遊歩道やサイクリングロードを護岸の天端に設けること、それらの背後に三番瀬らしい植生を施すこと、市川塩浜駅から三番瀬までシンボルロードとなる緑道を通し、緑道が三番瀬に面するあたりの護岸に展望的な機能をもたせることなどを検討すべきです。また、この区域の前面では、子どもが遊べる場所も検討し、再生の地点では海に降りられる構造とすべきです。

生態系を保全し、健全な漁業を阻害しないように、市民参加のもとで

利用のルールと利用指導の仕組みを作ることが必要です。

干潟へのアクセスについては、自然環境施設を経由することとするなど、十分な利用指導が確保できるようにすべきです。

3) 船橋側

ふなばし三番瀬海浜公園内では自然が豊かになるような再生を行うとともに、夏に水遊びが出来、夏以外でも子どもが泥んこになって遊べる、自然学習のできる場所、自然体験ができる場所など、自然に十分にふれあえるよう一年中人が利用できるような工夫をすべきです。

浜辺では現在、短期間に多数の人が潮干狩りを行うため、他所からアサリを持ち込んで対応している状況ですが、今後は海の歴史と文化を伝えることができるよう、より自然な形の海浜の利用を進めていく必要があります。具体的には、ウォッチングや自然解説つきの利用など負荷の少ない利用を推進し、現在の潮干狩りもより自然で持続的な形にすることを提案します。

東浜区域は生物保全地区とし、生物保護の妨げとなるような浜の利用はなくしていくことが必要です。

西側の突堤には船橋港、船橋市日の出、ららぽーと、市川市塩浜、浦安などからの交通のアクセスを確保するため、東浜の生物保全地区への影響の無い形で、船着場を設置すべきです。この際、船による航跡波、航走波の影響を考慮する必要があります。

港湾ゾーンでは、奥に漁業体験の一環として手漕ぎ舟などの舟着場を設けるべきです。ここでは特に鳥類の分布やマリンレジャーの侵入に配慮する必要があります。

さらに、より広い自然再生の場を確保するため、周辺の千葉県企業庁用地（三角地等）の活用を図る必要があります。また、海浜公園との利用や景観の連続性を確保するため、保税蔵置場としての背後地の利用と両立するよう、さらに、鳥類などへの影響にも配慮しながら、遊歩道や植樹帯を設置するよう検討すべきです。

4) 海域

ゴミの放置、過剰な採集、マリンレジャーなどの生態系や漁業に配慮すべき事項に関して、円卓会議の方向性を受けてルールづくりをさらに検討していきます。

また、船の具体的な大きさや運用期間について検討を進め、遊覧のための和舟のような小規模なものは試験的に行うことも検討します。

これらのために必要な調査や解析を専門家の下に検討し、検討に当たっては現在の利用者に協力をいただける雰囲気づくりや環境の整備を行います。